

参議院大蔵委員会議録第二十六号

第四十八回
国際会

昭和四十年五月十一日(火曜日)
午前十一時二十八分開会

委員の異動

五月七日 辞任

五月八日 辞任

補欠選任

館 哲二君

五月九日 辞任

日高 広為君

補欠選任

鳥島徳次郎君

五月十日 辞任

佐野 芳雄君

補欠選任

日高 広為君

五月十一日 辞任

大和 与一君

補欠選任

佐野 芳雄君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

西田 信一君

佐野 廣君
西川甚五郎君

成瀬 横治君
中尾 辰義君

田畠 金光君
大竹平八郎君

栗原 祐幸君
津島 勝君

日高 広為君
堀 未治君

村松 久義君

林屋重次郎君

野溝 勝君

委員以外の議員 鈴木 市藏君

發議者 平島 敏夫君

國務大臣

大蔵大臣

田中 角榮君

事務局側 大蔵政務次官

大蔵省証券局長

鍋島 直紹君

坂入長太郎君

松井 直行君

常任委員会専門員

大蔵省証券局証券業務課長

安川 七郎君

本日の会議に付した案件

○閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理
に関する法律案(平島敏夫君外一名発議)

○証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○委員長(西田信一君) ただいまから大蔵委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五月七日鳥島徳次郎君及び日高広為君が
辞任され、その補欠として増原恵吉君及び館哲二
君が選任せられました。八日増原恵吉君及び館哲二
君が辞任され、その補欠として鳥島徳次郎君及
び日高広為君が選任せられました。十日佐野芳雄
君が辞任せられ、その補欠として大和与一君が選
任せられました。

本案は、去る七日平島敏夫君外一名から発議さ
れて、同日当委員会に付託せられました。
それでは、まず発議者から提案理由の説明を聞
くことにいたします。平島敏夫君。

○委員以外の議員(平島敏夫君) ただいま議題とな
りました閉鎖機関令等の規定によつてされた信
託の処理に関する法律案につきまして、提案の理
由を発議者として御説明申し上げます。

終戦に伴い、閉鎖機関令により、その本邦内に
おける業務を停止し、また、その本邦内にある財
産の清算をすべきものとして指定された閉鎖機関に
つきましては、最初は閉鎖機関整理委員会、その後
は特殊清算人より清算が進められてきたのであ
りますが、債権者の所在不明等の理由で、いつま
でも特殊清算を結了できないでいる閉鎖機関につ
きましては、昭和二十九年五月の閉鎖機関令の一
部改正により特殊清算人が債権者のために弁済す
べき財産を信託することによって、その債務を免
れる道が開かれたのであり、この信託をするこ
とによつて、その後は、その信託の受託者から、
債権者に対する支払いの事務が続行されて来たの
に關しましては、昭和三十八年に至り戦傷病者戦
没者遺族等援護法の一部改正により戦傷病者特別援
護法の制定により一定の条件下で満鉄等の職員が
軍人軍属としてこれらの法律の適用対象とされ、
勤務員關係共済年金各法による年金の基礎として
の期間に算入されることとなり、これに伴い、こ
れらの法律適用上の経験確認を機として從来不明
でのあります。ところが、信託契約では、当該信
託行為の定めるところにより、その存続期間の満
了の近いものがあり、残余の短時日では、現に判
断できません。

明している債権者に對しても、また今後判明して
くる見込みの債権者に對しても、弁済を完了する
ことは手続的に不可能なことが予想されるのであ
ります。

一例をあげますと、満鉄關係で現在所在のはつ
きりしておりますところの退職手当の支払いを受
ける権利のある者でまだ未払いの者が一万五千人
ばかりあるわけであります。

他方、これらの信託契約においては、その
存続期間の満了の際に債権者に對する支払いができ
ないため残っている財産は国庫に帰属する旨を定
めています。國もその利益享受の意思表示をして確
実に発生しているのであります。この権利は本
來積極的な理由により國に発生したものではあり
ませんので、前に述べました事情と考え合わせま
すと、信託の受託者においてその意向がある限り
は、なおしばらくは引き続き信託事務を行なわ
せ、それでも支払いを終わらなかつたものについて
は、これを形式上区分することは困難であるほ
か、終戦に伴う混乱のために弁済を受けることが
できないでいる債権者を特に除外するのも不適
当と考えるので、同様の扱いとし、さらに旧日本
占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財產
の整理に関する政令の規定による信託に關して
も、同様の事情があるので、同様とするのを相当と
考えます。ところが、この措置を講ずるには、財
政法第八条の規定により、法律を必要としますの
で、ここにこの法律案を提出することとなつた次
第であります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何
とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成ください
ますようお願い申し上げます。

○委員長(西田信一君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは、これより本案の質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言願います。——別に御発言もないようですかから、質疑は尽きたものと認めます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(西田信一君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西田信一君) 次に、証券取引法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き本案に対する質疑を続行いたします。

御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○田畠金光君 それでは、証券取引法の一部改正について若干お尋ねしますが、今回の改正は、証券業が国民経済的にも、また社会的にもきわめて公其性が高いので、大蔵大臣の監督権限を強化して、証券会社の信用の向上、投資者保護を一そなめ促進するためにこの法改正がとられたわけですが、この法律改正によって現在著しく不振あ

るいは低迷をきわめておる証券市場対策にどういふ寄与をするのか、証券市場対策としてこの法律改正がどんな面に積極的な意義を持つのか、これをひとつ承りたいと思うんです。

○国務大臣(田中角栄君) 証券問題につきましては、ただに証券の問題だけではなく、日本の産業資金調達の場である資本市場の育成強化ということを基本的な目標にいたしておるわけでございます。その目的を達成する一つの手段といたしましては、まず証券業者自体の体質改善も必要でございますし、証券業者そのものが証券市場のない手として国民から信頼をつなぐに足るような状態をつくつてまいるということは望ましいことでもありますし、必要なことでございます。でありますので、いままで届け出制度になつておりますのを免許制度に切りかえて、証券業者の体質改善の促進をはかるとともに内容の充実もはかつてまいりたいと、こういうことを考えておりますの

で、免許制度になるということ自体も、証券業者の体質改善にもなりますし、また究極的目的を達成できるということで、証券取引法の改正をお願いをいたした、こういうことがあります。

○田畠金光君 私のお尋ねしておることは、いまお話しのよう、証券業者あるいは証券会社の体質改善、これが投資者の保護になり、また今日の株式市場対策として積極的な意義を持つのかどうか、その点はどうなんですか。

○国務大臣(田中角栄君) いま株式市場が低迷をいたしておりますから、これが対策として証券取引法の改正をはかったのでありません。これは明らかに違う問題でございますから、これはひとつはつきりと申し上げておきます。

日本の資本市場の育成強化をはからなければならぬということは、まあ長いこと当委員会でもありまして、本質的には、証券業そのものの地位の向上をはかつてまいることが、結論的ですが、この法律改正によって現在著しく不振あ

には国民の信頼もつなぎ、新しい体制に即応するわけでありま

す。その結果、現に沈滞をしておる証券業、証券界といふものに与える影響もい 影響があるといふことは言ひ得るわけであります。ただいまのところは、ひとつ御承知願いたいと思います。

○田畠金光君 まあ私は、いま大臣の答弁、今回この法改正は現在の低迷をきわめておる証券市場対策として何ら関係ないと当初おっしゃつた

が、何ら関係ないんじゃなくして、直接的な関係はないとしても、間接的にやはり証券市場安定に大きく寄与する、そういう意味でこの法律改正がなされたものだと、こう理解しておるわけです。それから、今度免許制に切りかえるわけでありましたが、これは民間の企業を見ますと、銀行とか信託、保険、あるいはたばこや塩の販売など、あ

るいは公衆衛生事業その他等に免許制というものがとられておるわけです。ことに、今回のこの法律改正を見ますと、証券業を規制するのが、免許制

たように、銀行法に準じて免許制をはじめその他いろいろな制限規定がとられておるわけです。あるいはまた、証券会社の経営的な基盤強化のためいろいろな特別措置等もとられておるわけですね。これもやはり銀行業と似通った方向でそういう考え方ではありますから、当分の間は、証券会社も信用を得るという状態まで育成をしてまいりたいという考えは持っております。

○田畠金光君 今回の法改正で、先ほど申し上げたように、銀行法に準じて免許制をはじめその他いろいろな制限規定がとられておるわけですね。そこで、この法律改正のねらいというものは投資者保護といふことになりますが、その投資者保護といふものは、たとえば預金と同様の預金制度がとられておるわけですね。これもやはり銀行業と似通った方向でそういう強化措置がとられておるわけです。そこで、この法律改正のねらいというものは投資者保護といふことになりますが、その投資者保護といふものは、

投資というものは、たとえば預金と同じの預金制度がとられておるわけですね。そこで、この法律改正のねらいといふことは投資者保護といふことになりますが、その投資者保護といふものは、

投資というものは、たとえば預金と同じの預金制度がとられておるわけですね。そこで、この法律改正のねらいといふことは投資者保護といふことになりますが、その投資者保護といふものは、

投資というものは、たとえば預金と同じの預金制度がとられておるわけですね。そこで、この法律改正のねらいといふことは投資者保護といふことになりますが、その投資者保護といふものは、

した、こういうふうに解釈をしていただきたいと思います。

ただ、具体的な問題としましては、証券業者がそのものが、いままでの登録制でありますから、できで政府も一半の責任を負わなければならぬわけあります。であります。でありますから、当然免許企業に対してそのいさしを、またその組織に必要な条件を整備させるということは必要だと思います。たゞも免許制でありますから、免許をした者に対するもの非常にできるけれども、ばたばたとつぶれでいくということでありましたが、今度は少なくとも免許制でありますから、免許をした者に対するもの非常にできるけれども、ばたばたとつぶれでいくということでありましたが、今度は少なくとも免許制でありますから、免許をした者に対するもの非常にできるけれども、ばたばたとつぶれでいくということでありましたが、今度は少なくとも免許制でありますから、免許をした者に対するもの非常にできるけれども、ばたばたとつぶれでいくということでありましたが、今度は少なくとも免許制でありますから、免許をした者に対するもの非常にできるけれども、ばたばたとつぶれでいく

正が進められており、こういう解釈も成り立つと思うのですが、この投資というものと預金といふものとはどう違うのか、また、それはかりに違ひがあるとすれば、どういう思想で、どういう面でこの法改正の中にはどの分野にあらわれているのか、その点をひとつ御説明願いたい。

○國務大臣(田中角栄君) 在來の觀念では、貯金と証券投資ということに対しても確実に区分され議論をされておりました。しかし、私は、将来の問題を考えるときには、在來のような考え方だけで証券市場に対処していくのはならないというふうに考えます。貯蓄は国民の貯蓄であります。そしてその国民が貯蓄した金は産業資金その他として投資をせられます。証券投資も国民の貯蓄であります。これも産業資金として使われるわけです。理論の上では、前者は間接資本といわれ、後者は直接資本といわれておるまことに左と右とあります。これらは間接資本と直接資本のバランスをどうとるべきかということを十分考えながら、この二つの調和のとれた状態をつくっていくということは好ましいことでありますし、必要なことであります。必要というよりも、絶対的に必要なものであります。ですから、預金者が保護が唱えられたように、証券投資を行なった国民の投資者保護も考えられなければならない。政府が銀行法によって銀行を監督し、預金者保護を認めることであります。何も変わらない。政府が銀行法によって一般投資者の保護をはかる。何ら変わりません。

ただ、実体において郵便貯金といふものと証券投資というものはどう違うかと、こういうと、郵便貯金や銀行預金よりも証券投資のほうが変動の幅があります、こうお答えをすれば十分おわかりになると思います。ですから、証券投資といふものが全く昔の觀念のように投機の場である、こういう觀念は非常に古い觀念であつて、私は間違つた觀念だと思います。証券投資といふものが昔のように全く一部の者が投資をしたというようなこ

とではなく、これがわれわれの生活をささえ、日本の国際競争力や輸出をささえる産業資金として使われるのでありますから、これといまでの貯金といふものを別にしたというのは、われわれの在来の觀念、教育を受けておった考え方から、銀行や預金といふものに対する保護しなければならぬが、証券といふものは競馬や競輪に近いものでありますと、そういう考え方は昔流の考え方であつて、近代的な資本論という面から考へると問題にならない議論だ。

私は、やはりこれから日本は、直接資本と間接資本をどうするか、どの程度にするか、戦前は六一%は証券投資、いわゆる直接資本によってまかれておつたわけであります。現在は二三、二二、二〇ですから、銀行預金にだけ片寄つておる。ですから、銀行からうまく借りられるようになります。それは事実は貯金といふものと証券投資と並んでおつたわけですが、だからといって、これからこの産業資金を考へるときには、直接資本と間接資本のバランスを十分考へながりきれない、こう考へております。

○田畠金光君 わかったようでもありますけれども、なかなかちよつとのみ込めないので、企業の立場から見ると、資本を株式・社債等を通じて調達していくことが自己資本をふやし、また直接資本を充実していくことになるわけです。それに対して銀行から借り入れるということであれば、他人資本を持ってくるということであつて、考へるのである。投資者保護を考えないでいるのかと言つておられるから、それは当然両方とも必要なことであつて、考へるのである。投資者保護を考えるためにこの法律を出しておるのである。こうしては、預金者保護と比較して投資者保護を考えないと、どちらかと見つかりますから、実体が変動が多いとか、そういうのを、なかなかちよつとのみ込めないので、企業の立場から見ると、資本を株式・社債等を通じて調達していくことが自己資本をふやし、また直接資本を充実していくことになるわけです。それに対して銀行から借り入れるということであれば、他人資本を持ってくること

話しのよう、昔の投機的な考え方に基づく株式市場という考え方の方はわれわれもとつておりません。○國務大臣(田中角栄君) どうも議論のための議論だ。私は、やはりこれから日本は、直接資本と間接資本をどうするか、どの程度にするか、戦前は六一%は証券投資、いわゆる直接資本によってまかれておつたわけであります。現在は二三、二二、二〇ですから、銀行預金にだけ片寄つておる。ですから、銀行からうまく借りられるようになります。それは事実は貯金といふものと証券投資と並んでおつたわけですが、だからといって、これからこの産業資金を考へるときには、直接資本と間接資本のバランスを十分考へながりきれない、こう考へております。

○田畠金光君 わかったようでもありますけれども、なかなかちよつとのみ込めないので、企業の立場から見ると、資本を株式・社債等を通じて調達していくことが自己資本をふやし、また直接資本を充実していくことになるわけです。それに対して銀行から借り入れるということであれば、他人資本を持ってくること

話しのよう、昔の投機的な考え方に基づく株式市場という考え方の方はわれわれもとつておりません。○國務大臣(田中角栄君) どうも議論のための議論だ。私は、やはりこれから日本は、直接資本と間接資本をどうするか、どの程度にするか、戦前は六一%は証券投資、いわゆる直接資本によってまかれておつたわけであります。現在は二三、二二、二〇ですから、銀行預金にだけ片寄つておる。ですから、銀行からうまく借りられるようになります。それは事実は貯金といふものと証券投資と並んでおつたわけですが、だからといって、これからこの産業資金を考へるときには、直接資本と間接資本のバランスを十分考へながりきれない、こう考へております。

○田畠金光君 わかったようでもありますけれども、なかなかちよつとのみ込めないので、企業の立場から見ると、資本を株式・社債等を通じて調達していくことが自己資本をふやし、また直接資本を充実していくことになるわけです。それに対して銀行から借り入れるということであれば、他人資本を持ってくること

話しのよう、昔の投機的な考え方に基づく株式市場という考え方の方はわれわれもとつておりません。○國務大臣(田中角栄君) どうも議論のための議論だ。私は、やはりこれから日本は、直接資本と間接資本をどうするか、どの程度にするか、戦前は六一%は証券投資、いわゆる直接資本によってまかれておつたわけであります。現在は二三、二二、二〇ですから、銀行預金にだけ片寄つておる。ですから、銀行からうまく借りられるようになります。それは事実は貯金といふものと証券投資と並んでおつたわけですが、だからといって、これからこの産業資金を考へるときには、直接資本と間接資本のバランスを十分考へながりきれない、こう考へております。

○田畠金光君 わかったようでもありますけれども、なかなかちよつとのみ込めないので、企業の立場から見ると、資本を株式・社債等を通じて調達していくことが自己資本をふやし、また直接資本を充実していくことになるわけです。それに対して銀行から借り入れるということであれば、他人資本を持ってくること

う点に一番大きな重点を置いておるわけですが、そのためには証券会社の役員の恩賜取引を厳重に取扱い、また今日のように証券といふものが大衆化してくると、いわゆる証券民主化といふものが進んでくるわけですが、だからといって、投資と貯蓄だ、こういう考えは昔流の考え方であつて、近代的な資本論という面から考へると問題にならない議論だ。

私は、やはりこれから日本は、直接資本と間接資本をどうするか、どの程度にするか、戦前は六一%は証券投資、いわゆる直接資本によってまかれておつたわけであります。現在は二三、二二、二〇ですから、銀行預金にだけ片寄つておる。ですから、銀行からうまく借りられるようになります。それは事実は貯金といふものと証券投資と並んでおつたわけですが、だからといって、これからこの産業資金を考へるときには、直接資本と間接資本のバランスを十分考へながりきれない、こう考へております。

○田畠金光君 わかったようでもありますけれども、なかなかちよつとのみ込めないので、企業の立場から見ると、資本を株式・社債等を通じて調達していくことが自己資本をふやし、また直接資本を充実していくことになるわけです。それに対して銀行から借り入れる

動なんということが一体並行的に投資者の保護の立場から進められてきたのかどうか、こういう点に深く疑問を感じるわけですよ。今後、この法律改正を第一歩にして、あるいはお話をのように取引所の問題とかあるいは証券業強化の問題などいろいろな問題に改革改善を加えられていくでしょう。法律を直していくでしょ。しかし、幾ら法律を直しても、現行の法律に現在の時点でいろいろの問題のある証券市場の取引のために明確な規定があるにかかわらず、それが実行されていない、守られていない、こういうことになれば、幾ら法律を改正し制度を改めるといつても、私は意味がないと、こう思うのです。この点を先ほど来強く大臣に、ひとつどういう気持ちでおられるのか、これを伺っているわけです。

○國務大臣(田中角榮君) 商法にはもちろん虚偽の決算などをしてはならないという罪は明確になつておりますし、特にその二十六条の検査権、それから百九十四条の二により地方支分部局をして仕事をせしめられると、こういうことから考えます前に、この法律の規定に基づいて大蔵大臣はとにかく全部のその企業の決算書、公表される決算書を検査をして大蔵大臣が責任負えと、こう言わなければ一言もないのですよ、実際において。この法律はそういうたてまえです。ところが、そんなことは、実際現実的につけるか、こういったら、これは何百万件というものを全部やれと、やるだけなく、それは非常に強い権限になります。それは大蔵大臣が全部たなおしをして検査して、必要なければ、その自信がなければ増資を許す成する、育成強化する前に、大蔵大臣の権限、大蔵大臣の義務、こういうものと一体商法の条文

なってきた。あるいはまた一月、四月にそれぞれ
公定歩合を引き下げて、金融の緩和措置もとられ
た。また、この間の税制では配当所得に対する源泉
課税の選択制度等もとられた。四千億近くとな
った。それでもなおかつ株の下落というものは
続いておつて、本年の三月さらに千二百円台を
割つた。こういう現象はなかなかわれわれとして
は理解しがたいのですが、こういう最近の株の
動きをめぐる低迷状態、景気の動向、不況、どう
いう問題について大蔵大臣としてはどのようにお
考えになつておるんですか。あるいは、今後これ
はどうすればよろしいのか。

○田畠金光君　この証券市場の発展を期するためには金融市場の正常化がどうしても必要だ、これには当然のことだと思います。長期資本というものは証券市場から、短期資本は金融市場から調達する、こういう原則の確立がなければ、絶対に証券市場の発展というものは確保できない。この間の参議院の大蔵委員会で参考人を呼んでいろいろな意見を聞きましたが、慶應大学の小竹教授などははつきりその点を指摘されておるわけですね。たとえばこういうことを言われておるので、短

ういうことは不正常な状態であるということは当然のことです。でありますから、先ほどお申し上げておりますように、長期投資というものはできれば自分で増資をして自己資本でもつまかぬ、まかなえなければ社債を発行して長期資金は優良な資金をもって充てる、あたりまえのことなんですね。ところが、これができるない。日本の状態においては、証券市場は不振であり、それから公社債市場は動いておらぬ、やむを得ず、投資をしないわけにいかぬから、銀行から借りよう。あした返すようなことを言つてしまふことはないでは、貸すほうも、借りるほうも返すことはない

○國務大臣(田中角榮君) 証券市場が低迷状況を続けておるということは御指摘のとおりでございます。まして、はなはだ遺憾でございます。しかし、株式市場といふものは、需要供給の結果そこに値が立つわけでありますので、これを人為的にどうするということは非常にむずかしいわけであります。まあ共同証券や証券保有組合等の行為によりまして、とにかく安定的な額相を呈しておるということだけはいえると思います。これはいままで日本の基礎産業であるようなそういうものが、額面を割っておったというようなものは額面を回復して、だんだんと正当な価格を形成しつつあるし、親会社が額面を割っているにもかかわらず子会社だけは何百円としていたといったような、小さなものが多少値を下げる。でありますから、ダウ千二百円が千百七十円になり千百八十九円になつたからといって、総体的に株式市場が不振になつてゐると、

で、いま急に景気に浮揚力をつけるというよくなことは非常にむずかしいこともありますし、またそうすべきではないというように経済全体に対しては認識をいたしております。

○田畠金光君 昨年の八月ごろからことしの初めにかけては、ダウ千二百円を維持するためいろいろな政府は措置を講じたのですね。あるいは講じさせたわけです。証券会社自体としてまたいろいろな手を政府に頼み、日銀に頼み、都市銀行に頼みやつてきたわけです。ところが、今度は千二百円を割つても、これはいまじつとしているわけですが、これが本来の姿じゃないかと思うわけですね。千二百円維持という点から申しますと、割つたんだから当然今度は共同証券あたりが買入出動なんともと考えていはずだが、それは今度は考えない。これは、その辺はどう理解すればよろしいのですか。

期手形の継続、更新、切りかえでもって長期投資ををしているところに金融市場の混乱が起きておる、有力な大企業でも十年、二十年の機械設備をやるのに短期手形の切りかえ切りかえでいつておる、こういうようなところが一番問題があるのである、したがつて今後の証券市場の発展を期するためにはどうしても金融市場の正常化が前提だと、こういうことを言つておりますね。これはもつともなことだと思うし、そういう面から見た場合、公社債市場の育成などということが一番当面大事な問題であり、こういう問題を並行的に取り上げなければ証券市場の発展というものは期待できないと考へておるわけですが、こういう点等についてやつぱり何らかのいろいろな具体的な政策が示されぬと、本法の改正の趣旨というものが生きてこないと思うのです。この点、どうでしようか。

だらうと思ひながら貸すということが、今日のオーバーローンの現実をつくり上げたわけですから、これを直さなければいかぬと私は前から言つてゐるのです。ですから、税制改正のときも、ざんざんおしかりを受けましたが、こうしなければ直らないのです、こういうことを申し上げたわけであります。また、こういうことを直すために必要な万やむを得ざる政策としてお願いしておるのは、直接間接資本市場のアンバランスを是正する、この法律もその一つの具体的な目標、具体的な施策としてここでお願ひしておるのだということを、ひとつ御理解いただきたい。

こういった考え方ではなく、三百円のものが三分の一
一下がれば百円下がるわけがあります。そういう
意味で、株式の内容というものは落ちつきつあ
るということを申し上げていいいのではないかと思

○國務大臣 田中角栄君 千二百円を維持するために共同証券に買わしたのじゃありません。共同証券が買った結果、結論として千二百円が維持された、こういうふうにお考えになつていただきたい

すすべての金融 すべての投資、当然長期資本でもってまかなわなければならぬものまで金融でもってつないできたというところに問題があるわけであります。ですから、金融は——まあ金融

○田畠金光君 質問したいところまで答えました。
どうよううな街質問があとに續くと思ひますか
そういう問題は慎重に検討しております。こうぢ
答え申し上げます。

それから、これからの景気を一体どう見るかと
いうことであります。これは私は、ただ自らの
ことだけを考えないで、現在の経済状態は、長い間
量的拡大とすることを目標にしてきた日本の経済
機構、そういうものがいわゆる量から質への転換へ

い。ですから、いま千二百円を割ったから共同証券が買い出動する必要があるというふうには考えていおりません。共同証券が買つたり、証券保有組合がたな上げをしたと、いう当時は、そのような必要が、あって、またその結果千二百円が維持された現在は千二百円を割つておつても共同証券が買いつ

融にも二つございます。設備投資をする場合の興味ある長銀のようなこういうものもありますが、大体は都市銀行から短期資金を借りて金繕りをつける、こういうことが主でございます。それが都市銀行の短期の資金を借りた形式で、實際は設備投資を使う、そしてそれを毎月毎月切りかえていく、こ

ので、それは省略しますが、ただ、その大臣の答を聞いておりますと、私は時間の関係もありますからあれこれ議論はいたしませんけれども、結局こういうような問題が起きてきたのも、池田・田中財政の私はやはり落とし子だと思うのですよ。銀行のオーバーローンにしても、それを監督して

預貸率は大蔵省の通達の範囲内でおさめるという行政指導をやるのは一体だれなのか、これは大蔵大臣をおいてほかにはないじゃないですか。どうも自分の責任はたなに上げて、そっちだそっちだというようなことばかりあなたの御辯弁を聞いておると感じますが、私はこういう経済構造のひずみを生み出したのは田中大蔵財政の長年にわたる放漫的な措置の落とし子である、こう私は申し上げたいのです。

それはその程度にしまして、最後に私は時間の関係ありますからお尋ねしますがね、最近政府部内では、あるいは産業界や金融界の中でも、景気論調というものが非常ににぎやかにかわされておるわけで、新聞の伝えるところによると、特に佐藤總理は財政支出の繰り上げ措置を要望しておられる、こういうことを言っておるわけです。中期経済計画の再検討も、すでに去る七日の日に経済企画庁に佐藤總理にじきじきに要請した、こういうことを伝えておるわけですね。この景気政策について、大蔵省と日銀は慎重論だ、今度通産省と経企画庁とは積極論だ、なかなかどうもにぎやかに議論が展開されておるようですが、一体これはどういう景気動向の観測からそういう議論が出ているのか。特に不可解にたえないのは、参議院選挙を目指の前にして幾らかでも経済を明るくしなければ選挙をやりにくるというそういう党利党略的な考え方で景気を刺激するとかどうとか、こういう議論が繰り返されますと、これはやはりいまの日本の経済が構造的な矛盾をあらゆる面にはらんでいるというのを、池田内閣時代における先ほど申し上げたような施策や選挙日当てのいろいろなから人気をあおるやり方が積もり積もって、私は今日の経済のむずかしさを生み出しておるのではないか、いわれておる景気の刺激論について大蔵大臣はどういうお考えを持つておられるのか、これが一つ。さらに、中期経済計画の再検討ということについてどのように考えておられるのか、またこの

○國務大臣(田中角榮君) 景気に対する観測は、とにかく十分事態を把握して適切な施策をきめこまかくとらなければならない、こういう基本的な姿勢であります。通産省や日銀でもわれわれでも、選挙のために景気刺激をする、こんなことは絶対ありません。こういうことは考えてみたこともありませんし、考えてもおりません。

しかし、一つ申し上げておきますと、ただ、事業をやっておる人たちは相当強い不況感というものを感ずるわけであります。それはどういうことかというと、下請産業が倒産の状態にある、また金繕りも非常に苦しいというような面から、どうしても不況感がひしひしと感じられます。ただ、去年七・五%の成長率を予想いたしましたが、年間を通じて九・四%であります。それから、世界各國の輸出の伸びは対前年度比一〇%か一一%に去年は伸びたわけでございますが、日本は二六%も輸出が伸びておる、こういうことであります。ですから、その七・五%の成長率を考えたときに九・四%実質的に伸びておつても、何か不況感——それは一六%、二〇%伸びたときに比べれば半分でありますから、それは非常に苦しい、こういう意味であるなら、簡単に景気刺激ということに応じられない。これはフランス自体が二・七%であり、イギリスが刺激しても三%であり、アメリカが三・五%、EEC自体が去年の平均成長率四・六%，ことは四%です。こういう状態をずっと比べますと、日本はやはり七%、七・五%、九%でも非常に高い成長率であります。九・四%はちょうど昨年のEECの成長率であります。輸出はそれほど伸びている。ですから、二〇%の成長をしたときに比べて苦しいというならば、それは苦しいのが安定成長ですから、そういうことに切りかえるということができるかできないかによって、日本の安定成長が確保できるかできないかということになるわけです。

ただ、少なくとも九・四%の成長をしておつた時代においても倒産というような、山陽特殊鋼のような例があるのですから、こういう問題に対する対応は多少の金を出してもきめこまかく施策を行なう必要がある。そのために7%の成長率を企図した。四十年が七・五%になつてもやむを得ない。しかし、一〇%に上げるようなことは絶対やつはいけない。こういう考え方方はこれは当然な考え方でありますから、景気に対し、景気を刺激しなければならない。全くしないでもいいといふ場に立つて政府は検討しておるわけではありません。こまかい事態を十分考えながら政府が企図した安定成長、物価の安定、輸出というものが伸びていくといふ本質的な安定成長経済にもつていうとしておるのでありますから、いま新聞に出ているほど意見が対立しておるというようなものではない。事実に対応した施策をとつておるところでございます。

第二は、中期経済計画の問題であります。これは新聞に、中期経済計画の改定を総理大臣が公表されたと報じられておりますが、この中期経済計画についていふと、総理のものは、試算を出してくれといふ政府のこと願いに對して、昭和四十三年度にこうなる場合のものは、こうなりますと、こういう試算の累積を中期経済計画の名において答申されておるわけであります。政府も大体のめどにしようということを考へておるのであります。平均八・一%の成長率を今後年次計画をつけてやつておるわけではありますから中期経済計画を変える計画経済をやつて、これにておることではないと思います。中期経済計画を閣議で了承しましたから、これを割り返してみると、大体五年間の平均がこのくらいになる。こういうようなことで中期経済計画の改定を考へておることではないと思います。中期経済計画とどのくらいの聞きがあるだろう、こういうこと

は一つの指標として比較はできますし、どうしなければならないかということはできますが、中期経済計画そのものが仮定の目標を立てて、そうして逆算をして集積をすればこういうものでございますというものでありますから、これを変更するといふなら指標を変えるということになるわけでありまして、一部報道されておるよう、中期経済計画そのものを考えるという考え方で論議をしておるわけではありません。

○委員長(西田信一君) ちょっと、予定時間が二時半までということで、衆議院の関係もありますので、予定時間も過ぎておりますので、なるべく御質問はそのおつもりで簡潔に願いたいと思います。

○鈴木市蔵君 それじゃ、大臣、時間もないようありますから、またその他の質問については大臣以外の政府委員から伺いますが、確認をしておきたいことが一つあります。

それは、七日の本委員会で運用預かりについて質問いたしましたところ、松井局長から、大蔵省としては規制の方針でこれを規制する、運用預かりを規制する方針で進むつもりであり、いますぐにこれを廃止するということはいろいろな問題があるからむずかしいと思うけれども、不健全な要因を包んでおるのでこれを規制する方針でいくのだという御答弁をなさっておられるわけです。この運用預かりの問題は、意外にその後、私の知つておる範囲においても証券界、あるいはまた新聞等においても相当敏感な反応を示しておるようになりますが、この運用預かり自体について当局の責任者としての大臣はどういうお考えなのか、これを確認という意味で、先ほどの松井局長の言明の確認という意味を含めて、お答え願いたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君) 詳しくは松井証券局長から申し述べておると思いますが、基本的な考え方といたしましては、証券業者の正當金融の立場からは運用預かりというようなものは漸次整理していくという方向が正しいという考え方であります。

支那の歴史

○鈴木市議君 現在の期間における質問でありますから、漸次というは一体いつごろを想定しておるのか、あるいはそれをしておるとすれば、具体的にそういう措置をとり得るような条件というは一体どういうことなのか、こういうことについて、いま少し実の入った御答弁を願いたいと思います。

○政府委員(松井直行君) いま御審議願つております

ます証券取引法によりまして、三年先には免許制ということがあります。この閑門を通過した業者だけが残るということに相なります。この問題を通過した業者ですが、そのときに、いまおっしゃった課題は証券業者の本来の正常な業者金融というものはどうなるべきかということの基本に関する問題でありますので、そのときには業者の普通の商いがどんなふうにして行なわれるかということとあわせまして、どんな金融のルート、どんな規模の金融を考えておるのかとともに業務方法書等に厳格に書かせた上で免許が行なわれることに相なるうかと思ひます。そのときまでに一応のめどをつけるべく、われわれいまからでも業者に対しましては、運用の趣旨に反した方法でもって金融が行なわれることを漸次整理してまいるとともに、そのときまでに、発行者側の事情もござりますので、興銀等を中心いたしまして金融債の発行自体あるいは発行の条件自体とも関連して、そのときまでにはある程度の見通しをつける必要がある、こういうふうに考えております。

○鈴木市議君 かなり具体的な答弁をいただいたわけですが、この今度出されたあなたの方の法改正の免許に関する三つの条件ですね。この三つの条件のうちの第一の条件と第二の条件に該当するような証券会社というのは、いまありますか。

○政府委員(松井直行君) お答えを申し上げます。第一が財産状況であります。第二が人的構成の問題であります。

第一の問題につきましては、すでにこの前こでもお話し申し上げましたし、それから鈴木委員

から特に要求資料がございましたので本委員に資

料としてお出ししておりますとおり、三年の不況が続いてまいりましたから、決算状況の苦しいことは御存じのとおりだろうと存じますが、過去におきまして蓄積もございます関係上、現在におきましても相当程度自己資本を持ってているという業者もございます。全部が全部いま財産状況がオーナーとかと申しますと、まだまだ弱い業者もおるわけでございますが、いま鋭意経営収支が合うよう

ようなそういう性格を持つた悪さというものが感じられる、二三の、二十歳前後にしては二つ

○政府委員(松井直行君)　お示しのとおり、昨年
一ぱいの不況に続きまして、今年に入りましてか
ら、一月あるいは二月の中ごろまでは幾分、東京の
市場の一日の出来高をこらんになりましても、一
部復活といいますか、ある程度活気が盛り返した
といふ一體考え方あるいは処置をとるうとしたのか、
いままでとったとすれば、とつたのか。

ております。

○鈴木市農若 それに二三十四条の一项に該当するのが出ると、当然大蔵省は四十条の一項によつてそれにかかるべき措置をとらなければならないということは、法的に規制されているわけですね。やりましたか、それを。

○政府委員(松井直行君) 負債倍率を超過しまして業者に対する処分につきましては、いまお示しのとおり、四十条に規定がございまして、営業停

にというふうに努力いたしておりますので、経営の基本方針を切りかえ、せい肉を切り、正常な経営をやるうとしておる業者につきましては、大いに期待が持てるというふうに考えております。それから、人的構成におきましては、漸次、營業状態が悪い、あるいは營業のしつぶりが悪いといふものにつきましては問題を現に起こしておるわけでございまして、そのつど経営者の交代といふものもあるわけでございまして、また一世から三世への世代の変更ということをございまして、漸次、昔のいわゆる株主的センスを持つた古い經營者というものは排除されつつあるというふうに私は信じております。

○委員長(西田信一君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(西田信一君) 速記を起こして。

○鈴木市蔵君 そこで、いま松井局長のほうから話がありました資料に基づいて二、三お伺いしますけれども、三月の仮決算がわれわれの手元には来ていないのだけれども、大蔵省の手元に来ていましたが、九月期決算に比べて実態は良好の方向に向いているとは、これは大体推測はできないうと思うのです。ほくらも、したがって、いま手元に来ていないので、あるのは九月期營業決算ですから、九月期の決算に基づいて質問をいたしますけれども、この九月期の決算特に衆議院の同僚議員の資料要求によって出された四大証券の九月期決算の内容といふものは、これは非常に悪い。特に一般的に悪いということを言つているだけではなくて、証券取引法の第三十四条の一項に該当する

にどういうふうに努力いたしておりますので、経営の基本方針を切りかえ、せい肉を切り、正常な経営をやろうとしておる業者につきましては、大いに期待が持てるというふうに考えております。それから、人的構成におきましては、漸次、営業状態が悪い、あるいは営業のしつぶりが悪いといふものにつきましては問題を現に起こしておるわけでございまして、そのつど経営者の交代というものもあるわけでございまして、また一世から三世への世代の変更ということをございまして、漸次、昔のいわゆる株屋的センスを持った古い経営者というものは排除されつつあるというふうに私は信じております。

かに見えましたが、三月、四月は依然として一日の出来高が大体七千万株前後ということです。さういふので、三十四年、五年、六年、証券界が過剰投資をいたしまして、店舗なり人員なりが非常によくあふくれ上がったという状態から見ますと、きにいは、なかなか経常収支を含むくらいのことには、ごらんのとおりだらうと思います。幸いにして、去年一年間に急速に合理化が進められつづけます。人員、それから店舗の縮小等につきましての数字もお上げしてあるとおりでございまして、経常収入の中の手数料収入と、それから経常の経費ですが、一般的の営業経費をまかなつておりません。経常経費と、手数料を中心いたしました経常収入とを比べてまいりますと、去年一年とことして入りまして企業の合理化が相当進んでおりま

止等を命じその期間中には是正をさすという措置をとる必要上、必ずその前に検査に入つております。一ぺんに、ただ瞬間的にこえたからといって、これを全部発動して登録取り消しということまでいくのが不適当なときは、この四十条の精神にのつとりまして、営業停止期間中に善後策を講じさせ、もう一ぺん検査をして確認をした上で、必要がないときには営業停止を撤回するという措置をとっています。

○鈴木市議君 その四十一条の規定を発動して、大蔵省としては検査を行なつたと、こう了承してよろしいのですね。

それで、その検査を行なつた中で、特にこれでいいかぬと、どうしても営業停止のところまでいきざるを専らな」というふうに見れる会社、あるとしてよろしいのですね。

ので、いずれもこの状態は改善されてきております。ただ、一般的企業と全く同様に苦しんでおりますのは、非常に借金が多い。この金利の支払いで追われるということございますが、これにつきましても保有有価証券の縮小なりあるいは店舗の縮小、不動産のせい内の切り落としということもあって、金利負担の軽減にいま専心いたしておりますわけでございまして、いまおっしゃいました三十四条によります営業用純資本額の負債倍率二十倍をこえておる業者は何件あるかということをございますが、われわれのいま手元に持つております四十年二月末の現在で申し上げますと、会員、非会員合計いたしまして四百八十二社のうち、二十倍をオーバーしておりますのは七件、いま持っております資料ではそういうことに相なつた

は是正の処置を講ずることによって、それはいま少し時期を待つならば立ち直るであろうと見込まされるもの、こういったものの、そのあなた方が行なった検査の結果を、これは明らかにしてもらいたい。これは特定の某々会社社という名前をあげる必要はないと思います。しかし、その検査の結果がどうであったのか、それを明らかにしてもらいたいと思います。

○政府委員(松井直行君) いまここに持ち合わせた条の一項に基づいて発動した検査。ておりませんが、いつからいつまでの検査について……。

○鈴木市農君 いつからいつまでではない。四十九年度から現在に至るまでか……。

してまいりました証券界におきましては、できただけこのせい肉を切ると、最後の指標といたましても、なお経常収支が黒で維持できるという段階にまでこれを推し進めるということを基準にいたしましたところ、正季をもつてのとおり、今までは

○鈴木 蔵君 どうも具体的でないのですが、つまりかなり荒っぽい更生というか、それを考えておるらしい面がある。証券会社の一部では、かな目標といったしまして、いま指導しておるところでございます。

り、これはまあ町のうわさに類する部分かもしれないんだけれどもこの際思い切って半額減資といふから金利はたな上げしてもこの際更生をしなければならないといった事態にまできていたということが、相當これは公然の町のうわさになつているような状況だが、一体大蔵省としては、こういう思い切った荒療治がいまとられるかもしれないという時期に際して、どういう考え方で個別指導に臨んでいるか、これを聞いたかった。

○政府委員 松井直君 何ぶん三年間続きました不況でござりますので、一般の企業並み、あるいはそれ以上に苦しい決算を続けざるを得なかつたというのが、一般の証券界の実情でござります。特にその中でも早く合理化に着手いたしましたところはいち早く回復のきざしを見せてはおりますが、合理化の出発がおくれたところにつきましては、いま鋭意おくれを取り戻すべく努力しているところでございます。先ほども申し上げましたように、当面の経常収支をまず黒字にもつて、くということに主眼を置いておるわけでございまして、このためには従業員一人当たりの手数料のかせぎ高を上げるということに集中し、かつ一人当たりの人件費、諸経費、一人当たりの営業経費の切り詰めをやることに専念いたしております。そして、店舗数といい、従業員の数といい、すでにお示ししてあるとおりの非常に速いスピードで合理化が行なわれておる関係上、営業収支は非常

な改善を見てきております。しかるに、一方、非常にたくさんのお金をかかえております。この金利負担をいかにして解消するかということは証券業の一番大きな問題でございまして、日本の企業全般も同じような苦しみに悩んでおるところであります。幸いにして、証券界におきましては店舗等の過剰投資が行なわれてきたという関係もござりますので、不採算の店舗の整理あるいは持つております有価証券の圧縮等を通じまして、でありますだけ金融収支におきます金利負担の軽減をはからずといふことが第二段の位置でありまして、いま銃意この第二段の位置につきまして各証券業者も努力いたしておりますし、われわれの指導要領もここを中心にして行なっているところでござります。

の答弁では、つまり私はこの危機を切り抜けるために半額減資、金利のたな上げといったような、そういう荒っぽいことまでして切り抜けいかなければもたないと、そういう状態にまで来ているのではないかという事実について、大蔵省は一体

どういう指導をしようとしているのかということを聞いているわけだ。あなたの言つてはいる、つまり合理化だとか店舗数だとか人数だと、それはもう私は質問しないだつて、資料から出しているからわかりますよ。つまりそういうような形の、いまだ言つたようなそういう形でなければ切り抜けられないというような事態、そういうふうな内容について、大蔵省もこれははつかんでいるはずだと思いますが、どういう処置をとらうとしているのかと。これは具体的に銘柄を一々あげて聞けば非常にわかると思いますけれども、それは先ほどちょっとと一々名前をあげることはまあはばかりたまといいう答弁があつたから、それはそれとしても、しかし、そういうふうなところまで来ているという事態に対してもうするのかと。いままでは登録だったが今度はそれを免許になると、こういう法改正になつてはいるわけだ。免許にして、免許を許すような銘柄の会社にもしこういうような事

態が起きたとしたら、一体これはだれが責任をとるのか。これはぼくは免許に該当しないと思うんですよ。もしこういうことをやろうとする会社があるとすれば、またやらざるを得ない会社があるとすれば、当然そうだと思うんです。だから、そういう場合に対する当局の考え方を聞いているのであって、もとと具体的に腹を割った答弁をしなければ、これはだめです。

○政府委員(松井直行君) 先ほども申し上げましたとおり、三年先には免許という大きな閑門がございます。現存の証券業者も、できるだけ条件に達するよう一生懸命につとめておるところでござりますが、間々少數の証券業者等につきましては、いまおつしやったように相当思い切った処置をすることによって過去の赤字の穴埋めをするということによって必要になつてくるかもしれない業者もあることかと思います。しかしながら、この際われわれ現有勢力を動員いたしまして、あるいは經營者がかりましまして、再起の見込みといいますか、回復の見込みが十分あるものと、それからないもの、ないものにつきましては、これ以上投資家に損害をかけるようなおそれのある状態のままで放置しないほうがいいものと、両方あると思います。後者のものにつきましては、会員等に關係しましては、現に東証等におきまして一億何千万かの廃業手当をあとに残つた業者が負担するという方法で支給することによって平穀無事に廃業するという道も開かれておるわけでありまして、現にこういふ道で廃業もし投資家に迷惑をかけずに消えておきまして、なお少なくとも経常収支についていた業者もあらうと思ひますし、今後もあらうと思ひます。十分再起の見込みがあるものにつきましては、あるかどうかは現状のこの少ない取引下におきまして、なお少なくとも経常収支についてつきましてあるかどうか、あるいは近々に合わせ得る見込みがあるかどうかということに重点を置いて判定するわけでございます。そういうものにつきましてある程度の見込みが立ち、証券市場に對する一切の不安もなくなり、市場が正常化いた

します機会に、いまおっしゃったような特別な措置をとることによって新しい資本を導入するという形で更生をするという会社もなきにしもあらずとわれわれは考えております。そういうところにつきましては、たいがい経営者の交替がござります。したがいましてにわかに決定的なことはないさなかとりにくいということのほかに、やっぱり証券業といふものは信用を重んずる機関でござります。それから、多数の従業員もかかえておるところでございます。市況全般につきまして、そうした思い切った措置というものが行なわれてもいさかの不安もないという時期をつかむ必要のあることは、これは経営者の責任として最も慎重に考えるところであろうと思いますので、そういう時期に参りますならば、おそらくそうした思い切った措置をとることによって一挙に過去の埋め合わせをするという企業も起つてくるのじやないか、こういうふうに考えております。

いると考えられるようなものが、あなたのほうから出された資料の中からうかがえるのだけれども、これ自身に対しては一休どういう考え方を持つておられるのか。これはいわゆる中小といわれるものとわけが違うのですからね。相当この四大証券の独占率は高いのですから、したがってその波及するところも非常に大きいと思うのであります。これがつまり三十四条の一項に抵触すると。九月がすでにそうちだたと。三月がこれ以上好転しているということは、おそらく考えられない。いま具体的な数字はありませんけれども、考えられない。これは一致した質問だと。言うならば、九月、三月と、こういう時期において、三十四条の一項に抵触するようなものが公然とした資料として、委員会に提出されているという時点において、一休大藏省はどういう法的な立場でこれを考え方としているのか、どういう処置をとろうとしているのか。この辺のところをひとつ明らかにしたいと思います。

○政府委員(松井直行君) 大きな証券業者は取

引しておりますお客様が非常に広くござりますの

で、証券業者の存立、存廃ということが非常に大きさ影響を持つてくるということは、お示しのとおりでございます。しかし、大きいから、あるいは小さいからといいまして、この証取法の規制について差があつてはならないのが当然でございまして、われわれいたしましても、そういう面で不公平な行政をやつておるつもりもございません。また、やるつもりもございません。

それから、三十四条の営業用純資本の額と負債の倍率の問題でございますが、三十九年九月期の営業報告書によりますときには、いずれもこの大きな証券業者で負債倍率を超過したものはございません。ただ、その後の情勢についてどうなつてゐるかといふ御質問であろうかと思ひますが、この三十四条というのは流动資産と流动負債とを比べてみまして、流动資産が流动負債を超過する部分ですね、これは営業用純資本と言つていまが、この営業用純資本の二十倍をこえて流动負

債を持つてはならないというのが、規定でござります。一種の短期資産と短期負債を比べてみまして、支払い能力に十分な担保をとろうということです。あるいはひいては追つて外国でございますが、実は、これをまあ今回の証取引法の改正で一部この扱い方を変えておりますのは、短期の負債でありましても、それを取引銀行、あるいはまあ銀行その他相手方と十分話がつきまして、適正な担保がつき、短期の負債を長期の負債に振りかえてもらえるということに相なりますと、三十四条の規定が改善され、状況が改善されるということに相なつております。現行法によると、いつに相なつております。現行法による負債倍率が超過するという証券業者にありますことは、みずから力で鏡意金の貸し主と交渉いたしまして、短期の借金あるいは短期の有価証券の借り入れを長期の借り入れに切りかえるということもあつて、法違反の状態が起こらないようになります。

○鈴木市藏君

それは一つの考え方だよ。

○政府委員(松井直行君)

しかしながら、そういう方法によることとだけでもつてわれわれ安全とは見ておりませんので、今度の証取法の改正につきましては、この条文を受けました同じ項目でございましたが、正味資産に対する総負債ということでもつて規制のしかたを変えようと、こう言つてゐるわけでござります。

○鈴木市藏君

あなたは、ないと、そう言う。つまり法に抵触するのは大会社の経理内容から見てないということを断言しましたけれどもね、まあこれは私は非常によつたこととばたと思ひますよ。そして、大体今までの状況から見上の一、二、三の、そういうふうな操作を行なつて、そういうふうなものを抵触しないけれどもね、まあこれは非常にあなた、思い切つたことばたと思ひますよ。そして、大体今までの状況から見上の一、二、三の、そういうふうな操作を行なつて、そういうふうなものを抵触しないように、数字の操作が行なわれてはいいかという懸念がすこぶるあるんですよ、これは、私は大藏当局としても、かなりそういう点については実情を、あるいは四十条に基づかなくとも、それとなく知つておるはずだと思うのですがね答へられなければ、これはまた他に質問を変えていかなければしようがないですけれどもね。そういうことであるだけ

債を持つてはならないというのが、規定でござります。一種の短期資産と短期負債を比べてみまして、支払い能力に十分な担保をとろうということです。あるいはひいては追つて外国でございますが、実は、これをまあ今回の証取引法の改正で一部この扱い方を変えておりますのは、短期の負債でありましても、それを取引銀行、あるいはまあ銀行その他相手方と十分話がつきまして、適正な担保がつき、短期の負債を長期の負債に振りかえてもらえるということに相なりますと、三十四条の規定が改善され、状況が改善されるということに相なつております。現行法によると、いつに相なつております。現行法による負債倍率が超過するという証券業者にありますことは、みずから力で鏡意金の貸し主と交渉いたしまして、短期の借金あるいは短期の有価証券の借り入れを長期の借り入れに切りかえるということもあつて、法違反の状態が起こらないようになります。

○鈴木市藏君

それは一つの考え方だよ。

○政府委員(松井直行君)

しかしながら、そういう方法によることとだけでもつてわれわれ安全とは見ておりませんので、今度の証取法の改正につきましては、この条文を受けました同じ項目でございましたが、正味資産に対する総負債ということでもつて規制のしかたを変えようと、こう言つてゐるわけでござります。

○鈴木市藏君

あなたは、ないと、そう言う。つまり法に抵触するのは大会社の経理内容から見てないということを断言しましたけれどもね、まあこれは私は非常によつたこととばたと思ひますよ。そして、大体今までの状況から見上の一、二、三の、そういうふうな操作を行なつて、そういうふうなものを抵触しないように、数字の操作が行なわれてはいいかという懸念がすこぶるあるんですよ、これは、私は大藏当局としても、かなりそういう点については実情を、あるいは四十条に基づかなくとも、それとなく知つておるはずだと思うのですがね答へられなければ、これはまた他に質問を変えていかなければしようがないですけれどもね。そういうことであるだけ

に、より大きな破綻を来たさないうちにやらなければなりません。山陽特殊鋼のようになつてしまつてからではもうおそんだから、まあそういうことを厳重にひとつこの問題については警告をしておいて、次の質問に移りたいです。

共同証券について一、二だけお聞きしたいと思うけれども、ちょうど昨年、いわゆる共同証券、うけれども、まあ銀行が、中央銀行が、保有組合が株式の買いに出動した当時、IMFの会議を開いていたはずと思う。そのIMFの会議で、公式の議題になつたとは私も記憶してはおりませんけれども、つまり日銀が、中央銀行が、こういう形でこうこうで株式に貸し出しを行なう、ストレートの資金で行なうということは、中央銀行の使命から見てどうであらうかという意見、しまして、短期の借金あるいは短期の有価証券の借り入れを長期の借り入れに切りかえるということでもつて、法違反の状態が起こらないようになります。

○鈴木市藏君

それは一つの考え方だよ。

○政府委員(松井直行君)

しかしながら、そういう方法によることとだけでもつてわれわれ安全とは見ておりませんので、今度の証取法の改正につきましては、この条文を受けました同じ項目でございましたが、正味資産に対する総負債とは見ておりませんので、今度の証取法の改正につきましては、この条文を受けました同じ項目でございましたが、正味資産に対する総負債といふことでもつて規制のしかたを変えようと、こう言つてゐるわけでござります。

○鈴木市藏君

あなたは、ないと、そう言う。つまり法に抵触するのは大会社の経理内容から見てないということを断言しましたけれどもね、まあこれは私は非常によつたこととばたと思ひますよ。そして、大体今までの状況から見上の一、二、三の、そういうふうな操作を行なつて、そういうふうなものを抵触しないように、数字の操作が行なわれてはいいかという懸念がすこぶるあるんですよ、これは、私は大藏当局としても、かなりそういう点については実情を、あるいは四十条に基づかなくとも、それとなく知つておるはずだと思うのですがね答へられなければ、これはまた他に質問を変えていかなければしようがないですけれどもね。そういうことであるだけ

にしておるときでもありますて、日本の市場が非常に悪いということはひいては外國で発行しておる証券の値上がり、あるいはひいては追つて外國で新規に政府保証債以下あるいは民間債を発行しますときにも大いに影響があるという配慮でもつて、日本の資本市場というものが外國の経済人が大ぜい日本における間に非常に不安な状態に陥らぬように特殊な考慮を払う必要があるというふうにお考えになつた事実はあらうかと思います。現に日本共同証券等が夏以来活発に活動を開始しておったのも、一部にはそういう配慮が行なわれておったんじゅないかと私は承知いたしております。

○鈴木市藏君

こういう事実がないというお説ですけれども、必ずしもそうとばかりは言えないんじゃないかと思います。まあロンドン・エコノミストもそういうことを言っておりますが、最近伝えられる情報によりますと、まあOECDの部会でもこの問題について日本の実情の調査といふようなことが伝えられているようありますですか。

○政府委員(松井直行君)

私は知る限りのことについて御返答申し上げたいと思いますが、昨年秋までしては、この条文を受けました同じ項目でございましたが、正味資産に対する総負債といふことでもつて規制のしかたを変えようと、こう言つてゐるわけでござります。

○鈴木市藏君

あなたは、ないと、そう言う。つまり法に抵触するのは大会社の経理内容から見てないということを断言しましたけれどもね、まあこれは私は非常によつたこととばたと思ひますよ。そして、大体今までの状況から見上の一、二、三の、そういうふうな操作を行なつて、そういうふうなものを抵触しないように、数字の操作が行なわれてはいいかという懸念がすこぶるあるんですよ、これは、私は大藏当局としても、かなりそういう点については実情を、あるいは四十条に基づかなくとも、それとなく知つておるはずだと思うのですがね答へられなければ、これはまた他に質問を変えていかなければしようがないですけれどもね。そういうことであるだけ

一方、日本政府の大ところにおきまして、せつかりよく外國の政府筋の経済担当者が集まっているとかく外國の政府筋の経済担当者が集まっているとつましまして、その設立の趣旨あるいは業務運営の基準等に関しましてここで何べんも御説明申

し上げましたとおり、有力な企業、まあ投資採算に合うものを中心に持っておりますが、投資採算に合う日本の有力企業の株を持つということによつてその企業を支配しよう、一種のホールディング・カンパニーとしての性格を持とうということとは全然考えていないところでございます。したがいまして、この定款にきめる以外に、業務運営の方法として業務運営基準というものをこの会社内部でつくるておりますが、第六項に、保有株式の議決権の行使という項目がございますが、ここにこう明示されております。保有株式の議決権の行使は、証券投資信託の受託会社が現に実施している方式に準拠するということでございまして、原則として発行会社に白紙委任をする、みずから株主権の行使は行なわないというのを原則にいたしております。

ところが、いま特定の投資先の企業の名前があがりましたが、その企業の財産処分なりあるいは収益分配等につきまして、株主間におきましてあるいは協定ができるとか、あるいは財産処分の基準が行なわれるとかというときには、やはり投資した証券の価値の保全という観点から、場合によっては一株主として発言することもあるかと思います。きょうの新聞報道によりますと日本共同証券におきまして、そうした——日本共同証券でございましたがあるいは保有組合でございましたか、正確には覚えておりませんが、本来株主権の行使はやらないんだけれども、場合によってはやらざるを得ない場合もあるという記事が出ておった所でもあります。われわれも詳しい事実はまだ承知いたしておりません。性格としては、いま申し上げたとおり、投資信託受託会社と同じ運営をやるということが原則に相なつております。

○鈴木市藏君　まあ実情においてそういうことが行なわれる、要するに株主権の行使が行なわれるということは、この株主権の行使をしないといふことを明示した定款との間に一体どう関係になつてくるのか。もしそういう事態が今後も起きるとするならば、この定款があるにもかかわらず、や

はり實際上においてはそうせざるを得ないのじやないか。そういう場合における大蔵省のひとつ考え方を聞きたい。これが一つ。

それから、もう一つは、いまのような状態で凍結を続けていくとするならば、やはり先例と言つちやおかしいけれども、イタリアにおけるイリミた的な形で、結局國家が株主になつていかざるを得なくなるのじやないか、こういうふうなことも当然予想される事態の中で無理からぬ方向として大体考えられるのだが、そういうものとして理解しておいていいのかどうか。今後の共同証券の改組の見通しを含めて、この二点についてお答え願いたいと思います。

○政府委員(松井直行君) 第一点でございますが、日本共同証券につきましては、株主権行使は業務運営基準に書いてございます。それから、保有組合につきましては、約款にはございませんが、理事会で、日本共同証券と同じ運用をするという決議を決定いたしました。したがいまして、例外的にどういう場合に株主権の行使をする必要があるのかどうか、具体的にわれわれとよく協議をさしてもらう機会をつくりまして、株主権の行使は必要やむを得ない場合、つまり自己の投資物件の保全をはかるに必要にして十分な限度に制限すべきものとわれわれ考えておりますので、ケース・バイ・ケースによってわれわれ相談に乗つてもみたいというふうに考えております。

それから、日本共同証券を将来一体どうするのかというお話をございますが、これも先般ここで申し上げたところでございますが、なかなかむずかしい問題でございまして、おそらく二年、三年、ちょうど保有組合が三年間の存続期限を二年以内に満了する場合に備えて、投資家の方へお詫びの意を込めてお詫びの手紙を提出する形で、そのときまではまだ存続の必要があらうかと思つておられます。

ますが、最も普通の場合を想定いたしますと、
資本市場の機能回復、それから投資家の投資資
力の充実という時期を待ちまして、そうした
一般投資大衆の手に消化されるか、あるいは生
保、損保、投資信託その他の機関投資家の手に、
これもそうした機関投資家の手に消化されてしま
うかという形で発展的解消をするということが考
えられるのじゃないかと思います。専門いろいろ
な学者がいろいろ説をなしておまりまして、そうし
た全く自由な市場に返れない、まだ特殊な要請が
別にある場合にはいろいろな形で脱皮することが考
えられるのじゃないかと思います。専門いろいろ
な学習がいろいろ説をなしておまりまして、そ
うしては、現在の投資信託がすでに魅力を失つて
おるということとも関連をいたしまして、新しい
形の投資信託として脱皮する方法はないかといふ
案もございますし、あるいは中央銀行の金融調節
の一つのエージェンシーといいますか、機関とい
たしましてこれを使って、たとえば社債のオペ
レーションをやるというようなことも将来必要に
なるとすればこういう機関を使うということとも一
つ考えられるのじゃないかというような仮定の論
議も行なわれております。

主義経済を標榜する以上は、堅実な個人投資家と機関投資家に日本の企業の株式を中心としたします長期資本にはなつてもらうというのが原則ではなかろうかといま考えております。

○鈴木市蔵君 この問題については今後そのあれを見つめていきたいと思うのですけれども、ちょっと午前中の質問に戻るようですがれども、運用預かりについて二、三聞きたい点があります。

この運用預かりの実態についてあなたのほうから出された資料を見ますと、数字的にはつじつまが合っているわけですね。あなたが先週答弁なさったところを見ると七五%は運用に充て、それから二五%は留保に充てるというような形で御説明をなされましたけれども、この数字はそういうものとして何かつじつまが合っているようには見えますよ、確かに数字は。しかし、これは実態に基づいての調査の結果出された数字なのか、それとも言うならば運用十九社の数字上の報告に基づいてここに書いたものか、私はおそらく後者じゃないかと思いますけれども、これについての実態の調査というのはやつたことがありますか。

○政府委員(松井直行君) 先週御説明申し上げました数字は、四十年二月末の業者からとつた資料でございます。これは運用十九社の実態を把握いたしました際の、より金融力をつけるというルートとしても非常に重要なポイントでありますので、定期的に報告をとつておるところであります。これは業者が自発的に報告してきた数字であります。が、証券業者を検査いたしますときには、現場に臨検いたしまして帳面をひっくり返し、あるいは金庫を見るというわけでござりますが、特に運用預かりの状況、売却処分という不正当な方法をとつていないかどうか、あるいは二〇%以上という支払い準備が嚴格にあるかどうかということにつきましては最も注意して厳重に調べておるところでありますので、この報告には間違はないものとわれわれは信じております。

○鈴木市藏君 あなた、そうおっしゃいますけれども、あなたの自身の答弁があり、きょう大蔵大臣がそれをさらに確認したような答弁において、運用預かりというこれは早晚漸次的に整理すべきものだという御答弁をなさつておる事実から見て、やはりこれは好ましくないものだ。したがつて、あなたの先週の答弁の中には、不健全な要因があるということを言われておるが、実態調査に基づいて、運用預かりの不健全なといわれるものの具体的な例ですね、おそらく調査をなさつておるはずですから、具体的な例はあるはずだと思うので、それをひとつ示してもらいたいと思うのです。

○政府委員(松井直行君) 不健全な例とおっしゃいますが、先ほど私は最近はこれを売却処分をしている例ではないと申し上げたのですが、

過去には実は担保に差し入れするというよりも、むしろ売却したという例もございました。御存じのよう

に、運用預かりは一種の消費寄託契約であります

いうわけで、非常に証券業者が困ったような場合には、昔売ったような例もございましたが、現在はそういう例は検査の結果に基づきましてもほとんどの状態に相なっております。

しかし、これが不健全だと申しますのは、本質的にこういう点についてわれわれ言つておるわけ

でございます。金融債をお客さんに消化しまさ

きに、お客さんがそういう金融債の券面を見

そのまま証券業者が預かっちゃうという場合もあ

ります。つまり、無担保で有価証券を借りる。し

かも、その有価証券の性質たるや、いつでも現金

にかえられる、もちろん担保としては非常に有利な

担保として使えるといふものを、無制限に無担保

でお客様から信用供与を受けるということでお客さん

に投入するということでもつて、不健全な経営

をやるというおそれがあるわけございま

す。結局リミット内といいますが、リミット内と

いうことばは不適当でございますが、わりあいに

簡単に資金が集められ、それが証券業者の不健全

な商いに使われるおそれのある一種の金融方法で

ある。要するに、そういう本質から、制度として

われわれこういうものは証券業者の健全金融のあ

り方から見てよほど考えなければならぬ問題だと

いうことを申し上げておる次第でございます。

○鈴木市藏君 それはあんた、おかしいよ。あん

た、それは自然発生的にできたものじゃなくて、

大蔵省の認可事項なんです。あんたが言つておる

ように不当なものであり、そういうおそれがある

ということを言われるならば、認可事項だから、

これは大蔵省の責任じゃないですか。ものの道理

からしてそななつておる。しかし、これが今日この

ような状態に発展してきた諸経過を見れば、既

成事実を大蔵省が認可したということにもなるで

しょうけれども、当然今日この問題が取り上げら

れなければならなくなつてきたということには、

それだけの事実が背景にあって、そうして初めて大

蔵省としても、長年の慣行としてこれを認可して

いたにもかかわらず、不健全だからひととつ整理の

方向に向かうということになつたんではないかと

いう、大体それが論理のつじつまに合つているは

です。したがつて、おそれがあるというような

一般的な概念で、いうなれば、初めから認可しなけ

ればいい。だから、私はあなたが先週に答弁をした

ことがほんとうであつて、事実において売却の例は

ないと言つておるが、そうでなくて、ほんとうの

ことをいつたら大部分は食つてしまつて、からになつ

てゐるのじゃないか。そうさえ疑られるような

ことにまでなりかねないような、あなたの自身の發

言から必ずしもそうだというふうに言うわけでは

ないけれども、そういうことのおそれは、むしろ制

度として、本質的なおそれではなくて、現にそ

うでござりますから、ちよと時間をおかしいただきたいと思います。

○鈴木市藏君 委員長、あとで調べてもらえばい

いです。

○鈴木市藏君 あなた、そうおっしゃいますけれども、あなたの自身の答弁があり、きょう大蔵大臣がそれをさらに確認したような答弁において、運用預かりというこれは早晩漸次的に整理すべきものだという御答弁をなさつておる事実から見て、やはりこれは好ましくないものだ。したがつて、あなたの先週の答弁の中には、不健全な要因があるということを言われておるが、実態調査に基づいて、運用預かりの不健全なといわれるものの具體的な例ですね、おそらく調査をなさつておるはずですから、具体的な例はあるはずだと思うので、それをひとつ示してもらいたいと思うのです。

○政府委員(松井直行君) 不健全な例とおっしゃいますが、先ほど私は最近はこれを売却処分をして

いる例ではないと申し上げたのですが、

過去には実は担保に差し入れするというよりも、

むしろ売却したという例もございました。御存じ

のよう、運用預かりは一種の消費寄託契約であ

りますが、先ほど私は最近はこれを売却処分をして

○政府委員(松井直行君) 四十年の二月末で申し上げますと、主としてこれは割引金融債でございますので、それを中心に発行残高が六千二百六十億でございます。それに対して運用預かりの残りは二千六百三十億でございますから、大体四二%は運用預かりになつておるということになつております。

○委員長(西田信一君) 他に御発言もないようですから、本案につきましては、本日はこの程度にとどめます。

これにて散会いたします。

午後三時三十一分散会

五月七日本委員会に左の案件を付託された。

一、閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律案

閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律案

1 次の各号の一に掲げる法令の規定によつてされた信託は、当該信託行為に定める存続期間の経過後五年間は、なお存続するものとみなす。

一 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)
第十九条の二十八

二 閉鎖機関令の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百五号)附則第三項

三 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)第二十八条の十二

四 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二百十一号)附則第三項

2 前項の規定は、受託者が当該信託行為に定める存続期間中に完了しない信託事務を引き続き処理したい旨を当該期間の経過前に、大臣

に申し出た場合に限り適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

五月七日本委員会に左の案件を付託された。

一、音楽、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願(第二二一五八号)

一、ぶどう酒輸入抑制に関する請願(第二二一九九号)

一、ぶどう酒輸入抑制に関する請願(第二二一九九号)

理由

紹介議員 龟田 得治君

第二二一五八号 昭和四十年四月二十四日受理
音楽、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 大阪市北区梅田町二七サンケイビル七階大阪労働者音楽協議会内
中野道雄

理由

紹介議員 龟田 得治君

音楽、演劇、映画等の入場税をすみやかに撤廃せられたいとの請願。

入場税は昭和十三年、戦時奢侈税として作られたものであるが、戦後二十年を経過した現在、音楽等が生活と切り離せないものとなつてゐるのに、これに入場税を課することは全く不適切である。

諸外国ではすでに撤廃され、かえつて文化復興のため国や地方自治体がこれらの文化活動に補助金さえ出している。

わが国でも昭和三十七年に、美術展覧会、博覧会は無税となつてゐる。

政府、厚生省は看護婦の全国的不足を理由に、本国会で保育看護法を一部改正して、看護婦の教育年限を引き下げ、また、専門教育もうけていない無資格者を大量に導入して、看護婦不足を肩がわりさせようとしているが、これは看護と医療内容をはなはだしく低下させるものであり、このようないい医療破壊につながる改悪には反対である。

第二二一九九号 昭和四十年四月二十六日受理

ぶどう酒輸入抑制に関する請願

請願者 長野県議會議長 羽田義知

紹介議員 小山邦太郎君

ぶどう酒の輸入わくを現在以上に拡大しないことはもちろん、関税の引下げ等、輸入促進の措置はとらないよう強く要請するとの請願。

理由

紹介議員 龜田 得治君

農家の健全な発展と農家経済の安定をおびやかすことになる。

国内産ぶどう酒の需給関係を大きくくずし、果樹貿易の自由化に伴い、西欧諸国との間にぶどう酒の輸入促進の交渉が急速に進んでいくとのことであり、外國産ぶどう酒が大量に輸入されると、にきわめて顕著な発展を示している。しかるに、

大蔵委員会議録第二十四号中正誤			
ページ	段	行	誤
一	四	二	上提 誤
三	一から六	独歩	上程
六	三ノリ五	眠目	独走
八	四ノリ三	投資信託	眼目

昭和四十年五月十七日印刷

昭和四十年五月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局